平成２５年（フ）第８５５号
京都市伏見区下鳥羽西柳長町128番地　メゾン・ヴァイス103号
債務者　笈川　孝史
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２７号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字宮ノ本94番地の９
債務者　森島　裕也
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５３号
京都市伏見区深草飯食町837番地　朝日プラザ深草２階210号室
債務者　松長　　進
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６６号
京都市下京区三ノ宮町通正面上る高宮町239番地　谷口荘１号室
債務者　北村紗知子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７１号
京都市南区久世大藪町207番地28、前住所京都市南区久世大藪町171番地14
債務者　宮坂　静香
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８１号
京都市中京区西ノ京藤ノ木町14番地
債務者　飯尾きよ子（旧姓辻村）
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８３号
京都府木津川市山城町上狛北野田芝３番地　グレース山城102号
債務者　松村　　彰
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８６号
京都市伏見区小栗栖中山田町71番地　府営住宅小栗栖西団地23―301
債務者　郷田　敏栄
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８９号
京都市北区衣笠街道町32番地１　イースタン平野路205号室
債務者　武田　ひな（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２２９号
兵庫県伊丹市南鈴原１丁目17番地１Ｂ号
債務者　前原　昭範
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２４５号
兵庫県川西市出在家町16番３号　102
債務者　中川　裕美（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第５５５号
兵庫県尼崎市大庄西町２丁目６番８号
債務者　今村　　等
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３４２号
兵庫県加古川市野口町水足221番地の30野口団地１―307号
債務者　林　太佳伸
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３５５号
兵庫県姫路市飾東町夕陽ヶ丘93番地
債務者　後藤　英二
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３５９号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町３丁目68番地の３
債務者　足立　優子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３７２号
兵庫県加古川市野口町坂井76番地の21、従前の住所兵庫県加古郡播磨町古宮603番地の43
債務者　末廣伊三次
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３７３号
兵庫県加古川市野口町坂井76番地の21、従前の住所兵庫県加古郡播磨町古宮603番地の43
債務者　末廣理枝子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部